

『どうなるか分からない だからやってみる』

11・12・4 大阪歯科技工士連絡会 『歯科医療の未来を語る懇談会』代表 脇本征男

平成19年6月22日、東京地裁に対し歯科技工海外委託問題に関する違法性について訴訟を提起し、約3年半の月日を経て、平成23年2月15日付で最高裁の決定が下りました。残念ながら、訴訟そのものは「敗訴」でありました。

しかし、判決では、訴状内容にある「海外委託の違法性」には一切触れられず、先の高裁での控訴審の判決に見た「争訟性がない」ことの容認で、いわゆる中味に入らず玄関払いの判決でした。

つまり、司法において「歯科技工の海外委託問題」を、現行法でその可否を判断するには限界があるということでもあります。

今思えば、川上先生の長い法廷闘争の経験からしても、高裁での裁判所からの異例の「進行協議」（和解協議）提案もうなずける気がしております。

原告団並びに弁護団は到底納得できるものではなく、不当判決に厳重に抗議致しました。

しかし、ずるずる引きずることもできず、最高裁の判断で決定されたことから幹部会で審議の結果、原告団は解散し、会計上の決済を適格に実行し、会計報告とともに、残金で可能な限りの一区切りとする「新ステージへ」の冊子にまとめ、原告並びにご支援頂いた方々に発送させて頂きました。

これまで、皆様方には団体を通じ、又、個人的にも身に余る訴訟支援とご協力を頂き、心からありがたく深甚なる敬意と重ねての感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、裁判は終結したと云えども「歯科技工海外委託問題」は違法行為でありながら、何ら変わることなく現実に継続されているということでもあります。

私たちの裁判の結果は「敗訴」となったわけですが、内容的に「海外委託は合法」となった訳では決してありません。

一連の裁判の流れから、裁判所も当初より「この問題はおかしい」と踏んでいたことは事実であります。その証拠が高裁における5ヶ月間の進行協議に託された「裁判所の異例提案」に見られたのであります。

私たちは、この裁判で多くの心ある方々と知り合い、ご支援、ご協力を頂戴して参りました。本当に感謝以外の言葉をしりません。

原告・支援者の皆さんと「裁判勝訴」の祝杯を挙げ、歓喜の感動を共有したかたのでありますが、まことに残念で致し方がありません。この残念さは、やったものでなければ分からないと思います。

権力構造が三権分立のわが国において、司法の限界判断が成されたわけで、あとの解決方法は立法・行政に委ねられるということだと考えております。

道はあるということですが。

この裁判終結により、多くの問題があぶり出されました。それと同時に身に余るほどのありがたい副産物、つまり人心両面でありたい浄財を頂戴することができました。

最も顕著なことは、川上詩朗弁護士という法律専門家である宝物を授かった事であります。

歯科技工士の経済政策を初めて國が制度化した「大臣告示」(昭和63年)いわゆる「厚生省告示」成され、内容は健康保険診療報酬の「通則の5」に歯冠修復及び欠損補綴の製作料の配分「7:3」が示された事実がありました。「製作技工に要する費用が100分の70、製作管理に要する費用が100分の30」というあのことです。

12年ほど前、日技の力不足で、形骸化の流れに押し流されようとしていた頃、どうにもその不合理に我慢ができず、有志で何とかしようとの志を集結し、中国の故事来歴より『隗よりはじめよ』の『隗』を旗印に集ったグループの元祖が、今回の原告団の中心核になったものです。

もとより私たちは、法律的には素人です。納得の行くまで弁護士さんに相談し、話し合い、問題と立ち向かっていくなかで、平成15年、インターネットで「海外委託問題」と遭遇し、厚生労働省にお伺いを立てるため出向いた所から事は始まります。

偶然にも医政局歯科保健課には、時の課長、課長補佐、技官がそろい踏みでした。一時間ほど会談できたのがきっかけで、その問題性に対する厚生労働省の見解を聞いてるうちに、現場で働く歯科技工士の一人として、その時の役人の態度への疑問や不信感とは別に、問題解決に対する意欲が沸々と沸き上がってきたのです。「大臣告示」も大切だが、まず優先的にこの問題を解決しなければいけないとの必然性を痛感し、心を決めたのです。

そんな折り、30年ほど以前からの知り合いの弁護士さんを頼り、駆け込み寺への心境で新宿法律事務所へ相談に伺ったところで、「8番目の弁護士さん」として紹介されお願いすることになったのが、今日の川上詩朗弁護士であります。

先生は、人間的に優れ、正義感が強く、公正平等の感性に優れ、戦後問題で残存している中国との処理問題にも長く携わって来られました。まさに云われるところの社会派の人間弁護士として、この上ない人物として全国的に幅広く活躍されておられる方です。

やがて、原告団の解散処理作業を終了し、そして訴訟決定は出されましたが納得できず、訴えた責任を感じ、最後まで解決の道を模索し継続したいと言う者達で「世話人会」を結成したのです。運動を継続するためには活動費の問題が必至です。しかし、先ずは全員が「やる」という意思決定を先行させ結成決定を見たのです。先生は「皆さんがやるということであれば、私も一分子として最後までお付き合いする」とのありがたいお言葉を頂戴致しました。当然のことながら全員感謝感激し、再スタートの決意を新たに誓い合っただけであります。

先生のご提案を審議の結果、会の名称は『歯科医療の未来を語る懇談会』と決めました。そして、この裁判であぶり出された歯科技工士にふりかかっている問題、課題から取り組むべきテーマをご提示頂きました。これらは、全歯科技工士が事の基本として心得なければならない問題として、各研修会、講習会のテーマとして掲げていくことにしました。

1, 法的地位の位置付け。2, 医療としての位置付け。3, 制度の位置づけ。4, 報酬制度の脆弱さ。5, 労働環境の劣悪さ。の以上です。

私たちは、未解決の海外委託問題はもちろん、先生より提示された以上の課題項目を解決するため、「新ステージ」で大いに議論し具体的活動を展開して参ります。

これまでの業界は、内輪の解決手段しか取り得ず、まさに井の中の蛙でした。当然内部での意識構築にすぎませんから、歯科技工士や会員に通りの良いパフォーマンスが実に多かったと思います。ことに臨み「やる」「やってる」「やった」このフレーズがいかに多かったことでしょう。しかし、実態の業界は如何でしょうか。あまりにも近視眼的で、資格、免許、そのものが問われる事態に成り下がっているではありませんか。

私たちは、歯科技工士の一番の味方としてこの問題を最初から取り組んで来られた川上弁護士と共に、一国民、一患者、一法律家として、国民のためにある法律、患者のためにある業が、いかに正しく維持・充実・発展させられるかを突き進めたいと考えます。

最近になって、厚生労働省から歯科技工士法に基づく通知・通達が矢継ぎ早に5～6通発出されております。極最近は、技工所開設の届け出のノウハウの件でありました。

私たちの訴訟提起以前は、実態調査ひとつせず海外委託自体も単なる風評として片づけていた厚生労働省がであります。

しかし、ある意味歯科技工士のあり方も、現実的に実質国をはじめ様々な観点でメジャーに近づきつつあることは、良いことだと考えております。私たちの小さい運動の成果だと考えております。

以前、消費者担当大臣の福島みずほさんや荒井聰さんにもお会いしました。長妻厚労大臣には他の委員会の席で、議連の先生から約束をして頂きました。又、最近では衆議院の消費者問題に関する特別委員会の青木 愛委員長にお会いして陳情することができました。

これまで、国会活動のお相手は超党派でお願いして参りましたが、殆どが保団連に便乗させて頂いて参りました。歯科代表の宇佐美先生をはじめ、役員、事務局の皆様方にこの場をお借りして心からの感謝を申し上げます。今後も理解ある保団連の先生方と、趣旨・目的完遂のため協調歩調で参りたいと考えております。

更に、基本であります教育制度や実態教育の問題も現実と切り離せない問題です。そのためにも、歯科医師・歯科技工士の教育に携わる教育関係者と直にお会いして理解を深めたいと考えております。

先日、11月25日（金）、技工士教育・学術面ではわが国の第一人者と尊敬申し上げます、在京で愛世会・愛歯技工専門学校校長、桑田正博先生の所へ御邪魔し、この度の問題の報告とこれからの運動趣旨を説明させて頂きに上がりました。ご多忙にも拘わらずいたって友好的に迎えて頂き、川上弁護士共々心から感謝申し上げます。帰って参りました。

今後も提示項目を達成させるために、必要と思われることは具体的に一つずつ行動を起こしていくつもりであります。今まで、「他人事（ひとごと）」で済ませてきたことが、足許に火がつき始めております。この際、「我がこと」として『歯科医療の未来を語る懇談会』に会員登録して、あなたの力で一緒に明るい未来を切り開こうではありませんか。（完）